

告示

埼玉県告示第千二百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和四年十一月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称						所在地						開設者名						サービスの種類						指定年月日					
鶴ヶ島池ノ台病院						鶴ヶ島市脚折一四四〇―二						医療法人菊一会						訪問看護						令和四年十月一日					
																		訪問看護											
																		訪問リハビリテーション											
																		居宅療養管理指導											
																		介護予防訪問看護											
																		介護予防訪問リハビリテーション											
																		介護予防居宅療養管理指導											

ふたば薬局	ひまわり薬局 本町店	ゆかり薬局	オレンジ薬局	明戸大塚医院	医療法人社団 東光会 在宅 専門診療所 戸田中央ト タルケアクリ ニッ						
深谷市上柴町 西二―一二― 一七	北本市本町四 ―二〇―二	東松山市大谷 四〇九二―五	東松山市新宿 町七―一九	熊谷市川原明 戸五六九	戸田市本町一 ―二四―七						
有限会社ケ ジ―エフ	有限会社エ ム・アイ・イ	有限会社アド ニス	井上 辰憲	医療法人麻葉 会	医療法人社団 東光会						
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導
令和四年十月一 日	令和四年十月一 日	令和四年九月一 日	令和四年八月一 日	平成二十六年四 月七日	令和四年八月一 日						